

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

都筑区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	都筑区広告付き区内周辺案内図他
内 容	事業者が都筑区総合庁舎に広告・都筑区内周辺案内図・広報用液晶モニター（動画、静止画対応可）・各課業務案内（タッチパネルによる表示）を設置し、広告事業を活用した、都筑区内周辺案内図・広報用液晶モニター・各課業務案内の適切な維持管理等を行う企画提案を募集します。 ※企画提案を頂く前に下記の申込み・お問い合わせ先担当課までご連絡いただければ、庁舎内のご案内・ご説明等を行わせていただきます。 屋外広告物には該当しません。
施設所在地（場所）	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
施設の利用者数・利用者層	1日平均約5,000人（都筑図書館利用者約2,500人を含む）
広告設置場所	都筑区総合庁舎1階
広告掲出可能スペース	縦2,100mm程度×横3,000mm程度×奥行350mm以内 （奥行については、防火シャッターの開閉に支障がないこと） 設置機器の大きさについては、上記設置スペースに収まるものとします。 掲出については、「広告」「都筑区内周辺案内図」「広報用液晶モニター」「各課業務案内」の4区画に分けて掲出願います。広告は「広告」の区画でのみ掲出できます。 なお、掲出面積については、「広報用液晶モニター」「各課業務案内」の2区画をあわせた面積を、表示面積全体の1/2以上としてください。
広告掲出期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） ※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和5年11月10日(金)～令和5年12月1日(金)
提案内容評価	令和5年12月上旬 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和5年12月中旬

■申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和5年12月1日(金)午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問い合わせ先まで持参、電子メール又はFAXでご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに市による広告主の審査を受けてください。
広告企画書記載事項	(1) 市に支払う広告料（年額） (2) 掲出期間における収支計画 (3) 広告・広報用液晶モニター・各課業務案内・都筑区内周辺案内図の材質、規格、施工方法、環境・バリアフリーへの配慮、操作のしやすさ

	<p>(4) 広告・広報用液晶モニター・各課業務案内・都筑区内周辺案内図の面積比率または表示面積</p> <p>(5) 広告・広報用液晶モニター・各課業務案内・都筑区内周辺案内図のメンテナンス方法</p> <p>(6) 緊急時対応の考え方（広告・広報用液晶モニター・各課業務案内・都筑区内周辺案内図の破損、倒壊またはそのおそれがある場合に、どのように対応するかを記載してください）</p> <p>(7) 他自治体における類似広告媒体の設置実績</p> <p>(8) その他（行政サービスの向上につながるご提案等）</p>
--	--

■選定手続

<p>評価項目・評価基準</p>	<p>(1) 市にお支払いいただく広告料（年額） 市にとって十分な財源確保効果があるか。</p> <p>(2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。</p> <p>(3) 広告・広報用液晶モニター・各課業務案内・都筑区内周辺案内図の材質、規格、施工方法、環境・バリアフリーへの配慮、操作のしやすさ 掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造となっており、電源投入方法・盗難防止・悪戯防止策等で、安全性が担保されているか。また、稼働時間、省電力など環境への配慮がされているか。色覚障害者向けの配色、デザインになっているか。</p> <p>(4) 広告・広報用液晶モニター・各課業務案内・都筑区内周辺案内図の面積比率または表示面積 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。</p> <p>(5) 広告・広報用液晶モニター・各課業務案内・都筑区内周辺案内図のメンテナンス方法 表示内容の更新方法、作業内容、頻度等が妥当であるか。</p> <p>(6) 緊急時対応の考え方 万が一広告・広報用液晶モニター・各課業務案内・都筑区内周辺案内図が破損し、若しくは倒壊し、又はそのおそれがある場合に、適切な対応により安全性が担保できるか。</p> <p>(7) 他自治体における類似広告媒体の設置実績 (過去5年間の実績)</p> <p>(8) その他（行政サービスの向上につながるご提案等）</p>
<p>評価方法</p>	<p>○都筑区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</p> <p>※ 最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※ 評価の結果、同点となった場合は、都筑区広告事業選考会の会長が決定します。</p>

■ 広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件</p>	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
<p>広告の制作等</p>	<p>○掲出の日から起算して10営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告等の制作、設置、撤去、原状復帰等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
<p>財産の使用許可</p>	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。(参考：月額 3,100 円/㎡ (最大幅×最大奥行)、令和5年10月現在) ○設置期間中の電気代については、3か月毎の精算払いとします(実費相当分)。</p>
<p>その他</p>	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

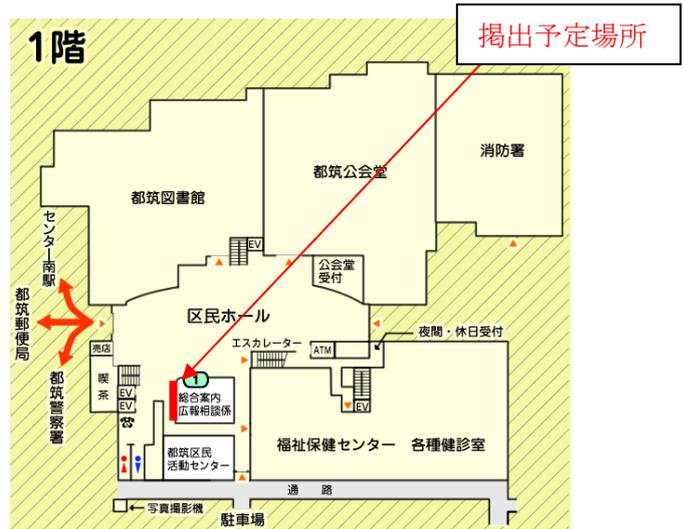
■ 申込み・お問い合わせ先

<p>担当課名</p>	<p>横浜市都筑区総務課</p>
<p>所在地</p>	<p>横浜市都筑区茅ヶ崎中央3-2-1</p>
<p>担当者</p>	<p>大塚</p>
<p>TEL/FAX</p>	<p>TEL 045-948-2213 /FAX 045-948-2208</p>
<p>Eメール</p>	<p>e-mail tz-yosan@city.yokohama.jp</p>

■地図



■広告掲出場所の地図



■広告掲出場所の写真

ここに「広告」「都筑区内周辺案内図」「広報用液晶モニター」「各課業務案内」を設置していただきます。※写真は現行のものです。



広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	都筑区広告付き区内周辺案内図他		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	経費削減効果	横浜市にとっての経費削減効果（広告の設置等にかかる費用等）及びその算出根拠を添付してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

様式C-5

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）